

事務連絡  
令和2年5月15日

関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の  
所有の有無の確認及び早期処理について（周知）

日頃より、障害保健福祉行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、環境省よりの依頼（別添3）を受け、高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について周知させていただきます。

つきましては、貴団体内及び関係団体に対し、下記のとおり、使用中又は保管中のX線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤が高濃度PCB含有コンデンサー等を使用したものであるかの確認を促していただくとともに、該当する機器を所有している場合は、確実かつ早期に処分委託手続き等を行うことを周知徹底していただくようお願いします。

記

＜高濃度PCB含有コンデンサー等が使用された機器の確認＞

1. 製造時期の確認

国内のPCBの生産は昭和47年（1972年）に中止され、高濃度PCBを含むコンデンサー等の電気機器の製造も中止されましたが、それ以前に出荷された高濃度PCBを含むコンデンサー等を高電圧発生装置として組み込んだものが昭和50年代前半頃まで製造・販売されていたことが確認されています。

そのため、まず、使用中又は保管中のX線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤が昭和55年（1980年）までに製造・販売されたものであるかを確認してください。なお、昭和55年以降に機器のメンテナンス等により高電圧発生装置の交換を行っている場合、高濃度PCBは含まれておりません。ただし、交換を行った際、コンデンサー等を含む高電圧発生装置部分を切り離して保管されている場合もあるため、そのようなものの有無についても確実に確認するようにしてください。

## 2. 機器の判別方法

1. で該当する機器を使用・保管している場合、当該機器における高濃度 PCB 含有コンデンサー等の使用有無について、機器の種類ごとに以下の要領で確認してください。

- 医療用 X 線発生装置：

高濃度 PCB 含有コンデンサーの使用有無について、一般社団法人日本画像医療システム工業会のホームページ (<http://www.jira-net.or.jp/info pcb.html>) に掲載された各社（5社）問い合わせ先に連絡して確認してください。5社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 工業用 X 線検査装置：

一般社団法人日本検査機器工業会に加盟する4社により製造された機器のうち、高電圧トランスに PCB 含有絶縁油が使用された可能性のあるものの機器名、型式名及び製造時期は別添1のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。4社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 溶接機：

一般社団法人日本溶接協会に加盟する5社により製造された機器のうち高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用したものの機器名、型式名及び製造時期は別添2のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。また、別添2に記載の8社については、高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用した機器はありません。なお、これら 13 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤：

昇降機（エレベーター、エスカレーター）の制御盤に高濃度 PCB 含有コンデンサーが使用されているかは、建物の昇降機保守会社にお問い合わせください。

## 3. 高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用した機器を所有している場合は、処分期間内に使用を中止し、PCB 特別措置法に基づく届出をして、早期に JESCO へ処分委託を行ってください。

<参考：微量 PCB に汚染されたコンデンサーが使用された機器の確認>

- 平成3年（1991年）以前に製造された上記の機器には、微量の PCB を含むコンデンサーが使用されている可能性があります。特に、分析用 X 線検査装置について、一般社団法人日本分析機器工業会のホームページに掲載された各社（2社）の製品については同ホームページ (<https://www.jaima.or.jp/jp/about/activities/pcb/>) に掲載された問合せ先に連絡して確認してください。2社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。また、溶接機についても、別添2のとおり、微量 PCB が

含まれるコンデンサーが使用された可能性のある時期が把握されていますので参考の上、確認をお願いします。その上で、該当する機器の廃棄時には、コンデンサーに封入された絶縁油を採取して PCB 濃度の測定を行うようにしてください。

- 微量 PCB 含有コンデンサーは低濃度 PCB 廃棄物として、PCB 特別措置法により処分期間が令和 8 年度末までと定められており、処分期間内に確実に自ら処分し、又は処分委託を行う必要があります。低濃度 PCB 廃棄物の処理は JESCO ではなく、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者と都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者により行われていますので、これらの事業者に処分委託を行ってください。なお、事業者選定に際しては、下記参照先の「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧」を御確認ください。

#### <添付資料>

- 別添 1 : 高濃度 PCB 含有絶縁油を使用した可能性のある工業用 X 線検査装置のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期
- 別添 2 : 高濃度 PCB 含有コンデンサーを使用した溶接機のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期
- 別添 3 : 高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について

#### <参考先>

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>
- ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ  
<http://www.jesconet.co.jp/>
- 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧  
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

#### <問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先  
参照先のパンフレット 12 ページに記載
- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先  
JESCO 登録担当 Tel : 03-5765-1935
- 各機器に関する問い合わせ先  
・一般社団法人日本画像医療システム工業会（JIRA）

<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>

TEL : 03-3816-3450

- ・一般社団法人日本検査機器工業会 (JIMA)

<https://jima.jp/>

TEL : 03-3288-5080

- ・一般社団法人日本分析機器工業会 (JAIMA)

<https://www.jaima.or.jp/>

TEL : 03-3292-0642

- ・一般社団法人日本溶接協会 (JWES)

<http://www.jwes.or.jp/>

TEL : 03-5823-6324

○ 本事務連絡に関する問合せ先

環境省環境再生・資源循環局 PCB 廃棄物処理推進室

担当：水嶋

TEL : 03-6457-9096

## 別添1

高濃度PCB含有絶縁油を使用した可能性のある工業用X線検査装置のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

一般社団法人 日本検査機器工業会

2020年3月27日

	当時の製造メーカー	製造年月	形式	備考
1	(株) 島津製作所	1980年以前(S55年)	WELTESシリーズ	高電圧トランスが油絶縁式
2	東京芝浦電気 (株)	1970年以前(S45年)	EX-200	高電圧トランスが油絶縁式
3	東京芝浦電気 (株)	1970年以前(S45年)	EXS-2型	高電圧トランスが油絶縁式
4	理学電機 (株)	1970年以前(S45年)	RFシリーズ	高電圧トランスが油絶縁式

## 高濃度PCB含有コンデンサを使用した溶接機のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

回答企業	設備型式・機種	メーカー	PCB含有コンデンサの使用時期	微量PCB混入が懸念されるコンデンサの使用時期
(株) オリジン	「OFP-」で始まる機種 ※○は数字	オリジン電気(株)	1955年4月～1972年4月	1972年5月～1992年12月
	「4FR-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1955年4月～1972年4月	1972年5月～1988年10月
	「5FR-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1955年4月～1972年4月	1972年5月～1993年3月
	「C1FP-」または「C-1FP」で始まる機種	オリジン電気(株)	1955年4月～1972年4月	製造中止
	「C4M-」または「C-4M-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1955年4月～1972年4月	製造中止
	「OA-」で始まる機種 ※○は1桁または2桁の数字	オリジン電気(株)	1959年4月～1972年4月	1972年5月～1993年3月
	「OAS-」で始まる機種 ※○は数字	オリジン電気(株)	1959年7月～1972年4月	1972年5月～1993年3月
	「P-O-」で始まる機種 ※○は1桁または2桁の数字	オリジン電気(株)	1960年2月～1972年4月	1972年5月～1993年3月
	「OD-」で始まる機種 ※電源部 ○は数字	オリジン電気(株)	1960年5月～1972年4月	1972年5月～1993年5月
	「C-1AS」で始まる機種	オリジン電気(株)	1960年7月～1972年4月	製造中止
	「V-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1960年9月～1972年4月	1972年5月～1993年3月
	「1-HP」で始まる機種	オリジン電気(株)	1961年1月～1972年4月	製造中止
	「J-1～9-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1969年8月～1973年3月	1973年4月～1993年3月
	「H-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1969年10月～1972年4月	1972年5月～1989年9月
	「KFP-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1969年10月～1971年6月	製造中止
	「4PO-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1970年3月～1971年3月	1973年11月～1985年6月 以降製造中止
	「Z-OA-」で始まる機種 ※○は数字	オリジン電気(株)	1970年5月～1973年3月	1973年4月～1990年3月
	「SA-OO-」で始まる機種 ※○は数字	オリジン電気(株)	1970年10月～1972年4月	1972年5月～1993年3月
	「SP-OO-」で始まる機種 ※○は数字	オリジン電気(株)	1970年2月～1972年4月	1972年5月～1987年11月
	「JV-」で始まる機種	オリジン電気(株)	—	1975年7月～1993年3月
	「JP-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1970年3月～1973年3月	1973年4月～1993年3月
	「JPF-」で始まる機種	オリジン電気(株)	—	1986年5月～1993年3月
	「JZ-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1971年1月～1973年3月	1973年6月～1991年3月
	「K-」で始まる機種 ※機構部のみ	オリジン電気(株)	1970年10月～1972年4月	1972年5月～1993年3月
	「D-」で始まる機種 ※電源部のみ	オリジン電気(株)	1970年6月～1972年4月	1972年5月～1993年5月
	「OAP-」で始まる機種 ※○は数字	オリジン電気(株)	1971年1月～1972年4月	1972年5月～1982年2月 以降製造中止
	「KAP-」または「K-AP-」で始まる機種	オリジン電気(株)	1970年6月～1971年6月	製造中止
	「OP-15」※プラズマ溶接機	オリジン電気(株)	1971年3月～1972年4月	1972年5月～1977年7月 以降製造中止
	「OP-40」※プラズマ溶接機	オリジン電気(株)	1971年8月～1972年4月	1972年5月～1978年10月 以降製造中止
	「OPW-100」※プラズマ溶接機	オリジン電気(株)	—	1972年12月～1977年1月 以降製造中止
	「OPW-200」※プラズマ溶接機	オリジン電気(株)	—	1984年2月 以降製造中止
	「OPW-300」※プラズマ溶接機	オリジン電気(株)	—	1978年3月 以降製造中止
	「PCD-100-405」※プラズマ切断機	オリジン電気(株)	—	1977年3月～1982年2月 以降製造中止
	「PCD-100-406」※プラズマ切断機	オリジン電気(株)	—	1981年10月～1985年3月 以降製造中止
	「PCD-150-380」※プラズマ切断機	オリジン電気(株)	—	1975年12月～1980年3月 以降製造中止
	「PCD-150-416」※プラズマ切断機	オリジン電気(株)	—	1985年8月～1991年8月 以降製造中止
	※使用コンデンサメーカー：日ケミ、マルコン（現：日ケミ山形）、ニチコン			
(株) ダイヘン	HP掲載の通り ( <a href="https://www.daihen.co.jp/csr pcb/index08.html">https://www.daihen.co.jp/csr pcb/index08.html</a> )			

回答企業	設備型式・機種	メーカー	PCB含有コンデンサの使用時期	微量PCB混入が懸念されるコンデンサの使用時期
電元社トーア（株）	定置式スポット溶接機 SLPシリーズ	東亜精機（株） （～1988年） ナストーア（株） （1988年～2011年）	1970年7月～1973年3月	1973年4月～1990年3月
	定置式プロジェクション溶接機 P0シリーズ			
	定置式シーム溶接機 RCK・RCG・RUGシリーズ			
	タイマーコンタクター TCシリーズ			
	屋根シーム溶接機 S5-TH-Yシリーズ			
（株）ナ・デックス	IC タイマ：SC4 型	（株）名古屋電元社	使用していません	1989年までの製造品が対象です
	CMOS タイマ：TCC4-17*	（株）名古屋電元社	使用していません	
	マイコンエース：M**-****	（株）名古屋電元社	使用していません	
	ユニバーサル I : TMCO-***/CSM-***	（株）名古屋電元社	使用していません	
	ユニバーサル II : TCU0-****/CSU-***	（株）名古屋電元社	使用していません	
	ユニバーサル III : U30-****	（株）名古屋電元社	使用していません	
	ユニバーサル IV : U40-****	（株）名古屋電元社	使用していません	
	RWC : U32-****	（株）名古屋電元社	使用していません	
	AWC : AWC-**	（株）名古屋電元社	使用していません	
パナソニック（株）	PHASE 1 : PH1-****	（株）名古屋電元社	使用していません	
	別紙の通り			
（株）育良精機	該当なし			
OBARA（株）	該当なし			
（株）神戸製鋼所	該当なし			
（株）向洋技研	該当なし			
（株）中央製作所	該当なし			
デンヨー（株）	該当なし			
（株）電溶工業	該当なし			
古河電工パワーシステムズ（株）	該当なし			

## 高濃度PCB含有コンデンサを使用した溶接機のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

回答企業	設備型式・機種	メーカー	PCB含有コンデンサの使用時期	微量PCB混入が懸念されるコンデンサの使用時期
パナソニックスマートファクトリーソリューションズ（株）			下記の通り	

記

### PCB使用溶接機／微量PCB混入溶接機について

#### ① 1972年以前に製造された溶接機(主銘板に記載された製造年を確認ください)

1972年以前に製造された溶接機には、PCBを使用しているものがあります。

溶接機の主銘板の写真と、主銘板に記載された情報（型式名、品番、製造年他）をご連絡ください。

主銘板が判別できない場合、溶接機本体の写真の送付をお願いします。

対象機種に対しては、PCB特措法に準拠した適正な処理をおねがいいたします

#### 【PCB使用溶接機品番と製造期間】(\*には数字/英文字が入ります)

○製造期間:1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)

LAW-136(5)*	YK-136(5)E*	YK-136(5)F*
LAW-256(5)*	YK-206(5)E*	YK-186(5)F*
LAW-306(5)*	YK-256(5)E*	YK-206(5)F*
LAW-406(5)*	YK-306(5)E*	YK-256(5)F*
LAW-506(5)*	YK-406(5)E*	YK-306(5)F*
	YK-506(5)E*	YK-406(5)F*
		YK-506(5)F*

○製造期間:1957年(昭和32年)～1959年(昭和34年)

SAW-066(5)

○製造期間:1957年(昭和32年)～1963年(昭和38年)

SAW-306(5)  
SAW-506(5)

○上記以外は個別にお問い合わせください

②1990年以前に製造された溶接機(主銘板に記載された製造年を確認ください)

1990年以前に製造された溶接機には、製造時における微量P C B混入の可能性を完全に否定することができないものがあります。

溶接機の主銘板の写真と、主銘板に記載された情報（型式名、品番、製造年他）をご連絡ください。

主銘板が判別できない場合、溶接機本体の写真の送付をお願いします。

対象機種に対しては、P C B特措法に準拠した適正な処理をおねがいいたします。

③1991年以降に製造された溶接機(主銘板に記載された製造年を確認ください)

1991年以降に製造された溶接機は、製造時におけるP C Bの混入の可能性ある対象機種に該当いたしません。

事務連絡  
令和2年4月6日

各省庁PCB処理政府率先実行関係課室長 殿

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の  
所有の有無の確認及び早期処理について（依頼）

平素より、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関して御尽力いただき、感謝申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国 5 か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）においては、JESCO の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定していますが、既に、北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等については、平成 30 年 3 月 31 日に処分期間が終了し、計画的処理完了期限である平成 31 年 3 月末日までに処理が完了したところであり、他の事業地域においても順次処分期間が到来することとなり、残された時間は限られています。

令和元年 12 月に開催した第 6 回 PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議において御説明したとおり、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の電気工作物ではない X 線発生装置や溶接機等の非自家用電気工作物の中に組み込まれているコンデンサーについては、北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等の処分期間後にも多く発覚したほか、PCB 含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっており、これらについても、所有事業者及び保管事業者は、PCB 特別措置法により処分期間内に廃棄した上で自ら処理又は JESCO に処分委託することが義務付けられています。

こうした非自家用電気工作物における X 線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤における高濃度 PCB を含むコンデンサー及び絶縁油（以下「高濃度 PCB 含有コンデンサー等」という。）の使用有無については、各機器のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期から判別可能です。

つきましては、下記のとおり、大阪・豊田・東京・北海道事業対象地域に所在する貴省庁が自ら管理する施設において確認いただくとともに、貴省庁が所管する独立行政法人又は特殊法人等への要請及び関係業界団体への周知をお願いします。

## 記

### 1. 貴省庁が自ら管理する施設における確認

①～③の要領により、大阪・豊田・東京・北海道事業対象地域に所在する貴省庁が自ら管理する施設において、高濃度 PCB 含有コンデンサー等が使用された X 線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤の有無の確認等に御対応願います。

#### ＜確認要領＞

##### ① 製造時期の確認

国内の PCB の生産は昭和 47 年（1972 年）に中止され、高濃度 PCB を含むコンデンサー等の電気機器の製造も中止されました。それ以前に出荷された高濃度 PCB を含むコンデンサー等を高電圧発生装置として組み込んだものが昭和 50 年代前半頃まで製造・販売されていたことが確認されています。

そのため、まず、使用中又は保管中の X 線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤が昭和 55 年（1980 年）までに製造・販売されたものであるかを確認してください。なお、昭和 55 年以降に機器のメンテナンス等により高電圧発生装置の交換を行っている場合、高濃度 PCB は含まれておりません。ただし、交換を行った際、コンデンサー等を含む高電圧発生装置部分を切り離して保管されている場合もあるため、そのようなものの有無についても確実に確認するようにしてください。

##### ② 機器の判別方法

①で該当する機器を使用・保管している場合、当該機器における高濃度 PCB 含有コンデンサー等の使用有無について、機器の種類ごとに以下の要領で確認してください。

- 医療用 X 線発生装置：

高濃度 PCB 含有コンデンサーの使用有無について、一般社団法人日本画像医療システム工業会のホームページ (<http://www.jira-net.or.jp/info pcb.html>) に掲載された各社（5 社）問い合わせ先に連絡して確認してください。5 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 工業用 X 線検査装置：

一般社団法人日本検査機器工業会に加盟する 4 社により製造された機器のうち、高

電圧トランスに PCB 含有絶縁油が使用された可能性のあるものの機器名、型式名及び製造時期は別添 1 のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。4 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- **溶接機 :**

一般社団法人日本溶接協会に加盟する 5 社により製造された機器のうち高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用したものの機器名、型式名及び製造時期は別添 2 のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。また、別添 2 に記載の 8 社については、高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用した機器はありません。なお、これら 13 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- **昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤 :**

昇降機（エレベーター、エスカレーター）の制御盤に高濃度 PCB 含有コンデンサーが使用されているかは、建物の昇降機保守会社にお問い合わせください。

③ 高濃度 PCB コンデンサー等を使用した機器を所有している場合は、処分期間内に使用を中止し、PCB 特別措置法に基づく届出をして、早期に JESCO へ処分委託を行ってください。

<参考：微量 PCB に汚染されたコンデンサーが使用された機器の確認>

○ 平成 3 年（1991 年）以前に製造された上記の機器には、微量の PCB を含むコンデンサーが使用されている可能性があります。特に、分析用 X 線検査装置について、一般社団法人日本分析機器工業会のホームページに掲載された各社（2 社）の製品については同ホームページ (<https://www.jaima.or.jp/jp/about/activities pcb/>) に掲載された問合せ先に連絡して確認してください。2 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。また、溶接機についても、別添 2 のとおり、微量 PCB が含まれるコンデンサーが使用された可能性のある時期が把握されていますので参考の上、確認をお願いします。その上で、該当する機器の廃棄時には、コンデンサーに封入された絶縁油を採取して PCB 濃度の測定を行うようにしてください。

○ 微量 PCB 含有コンデンサーは低濃度 PCB 廃棄物として、PCB 特別措置法により処分期間が令和 8 年度末までと定められており、処分期間内に確実に自ら処分し、又は処分委託を行う必要があります。低濃度 PCB 廃棄物の処理は JESCO ではなく、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者と都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者により行われていますので、これらの事業者に処分委託を行ってください。なお、事業者選定に際しては、下記参照先の「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧」を御確認ください。

<添付資料>

別添1：高濃度 PCB 含有絶縁油を使用した可能性のある工業用 X 線検査装置のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

別添2：高濃度 PCB 含有コンデンサーを使用した溶接機のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

<参考先>

○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

○ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ  
<http://www.jesconet.co.jp/>

○ 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧  
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

<問い合わせ先>

○ PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先  
参考先のパンフレット 12 ページに記載

○ JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先  
JESCO 登録担当 Tel : 03-5765-1935

○ 各機器に関する問合わせ先

・一般社団法人日本画像医療システム工業会（JIRA）

<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>

TEL : 03-3816-3450

・一般社団法人日本検査機器工業会（JIMA）

<https://jima.jp/>

TEL : 03-3288-5080

・一般社団法人日本分析機器工業会（JAIMA）

<https://www.jaima.or.jp/>

TEL : 03-3292-0642

・一般社団法人日本溶接協会（JWES）

<http://www.jwes.or.jp/>

TEL : 03-5823-6324

## 2. 貴省庁が所管する独立行政法人又は特殊法人等への要請

貴省庁が所管する独立行政法人又は特殊法人等（大阪・豊田・東京・北海道事業対象地域に所在するものに限る）に対し、当該法人等が使用又は保管しているX線発生装置、溶接機及び昇降機制御盤が高濃度PCB含有コンデンサー等を使用したものであるかを確認すること、また、該当する機器を所有している場合は確実かつ早期に処分委託手続き等を行うことについて、要請いただくようお願いします。要請にあたっては、別紙1（ひな型）を適宜御活用ください。

## 3. 貴省庁の関係業界団体への周知

貴省庁の関係業界団体に対し、当該団体の会員企業等（大阪・豊田・東京・北海道事業対象地域に所在するものに限る）が使用又は保管しているX線発生装置、溶接機及び昇降機制御盤が高濃度PCB含有コンデンサー等を使用したものであるかを確認すること、また、該当する機器を所有している場合は確実かつ早期に処分委託手続き等を行うことについて、周知いただくようお願いします。周知にあたっては、別紙1（ひな型）を適宜御活用ください。

## 4. 要請・周知先の情報提供

2. により要請いただいた法人等名及び3. により周知いただいた団体名を別紙2の様式により、【令和2年5月22日（金）まで】に以下の当省担当者宛御提出いただくようお願いします。なお、貴省庁より提供いただいた情報は、都道府県・政令市の廃棄物行政担当部局へ共有させていただくほか、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会等において、当省より公表・説明させていただく可能性がありますので、御承知置きください。

以上

### 【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：水嶋

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp

# ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和2年 3月版

## 高濃度PCB廃棄物の処分期間

安定器及び汚染物等  
北海道(室蘭)・東京事業エリア  
令和5年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー等  
北海道(室蘭)事業エリア  
令和4年 3月31日まで

安定器及び汚染物等  
北九州・大阪・豊田事業エリア  
令和3年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー等  
東京事業エリア  
令和4年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー等  
北九州事業エリア  
平成30年 3月31日まで  
(処分期間終了)

変圧器・コンデンサー等  
豊田事業エリア  
令和4年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー等  
大阪事業エリア  
令和3年 3月31日まで

## 低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年 3月31日まで



環境省



経済産業省

# 1

# PCBとはどんなものですか？

## PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下とおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器・テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー 直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱 集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエスチル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材 陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

## PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、今は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるもの一つとされています。

## PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

## PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

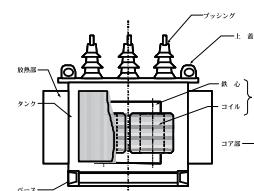


## 高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

### 変圧器

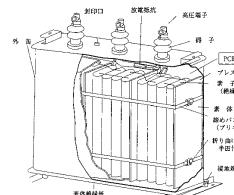
変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3:2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例

### コンデンサー

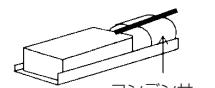
コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例

### 安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。

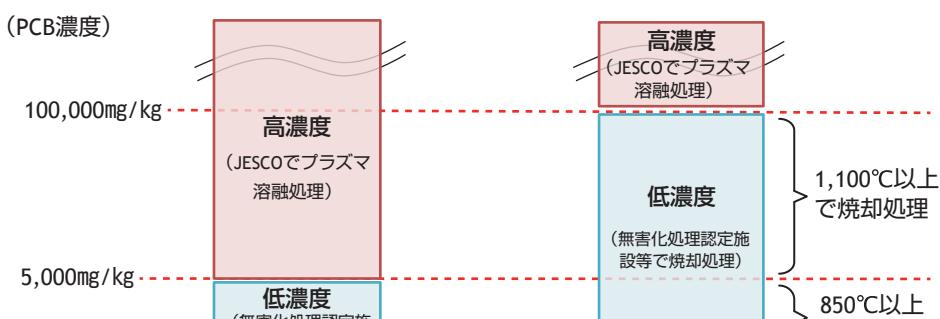
※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サーボアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

## 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のPCB含有廃棄物（可燃性のPCB汚染物等を除く）及び微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超えて100,000mg/kg以下が低濃度PCB廃棄物となります。

### 低濃度PCB含有廃棄物の濃度区分イメージ



【不燃性のPCB汚染物等】  
金属、ガラス又は陶磁器など

【可燃性のPCB汚染物等】  
汚泥、紙くず、木くずなど

# PCB含有の有無を判別する方法

## 変圧器・コンデンサー等の場合

### 高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。

[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb pcb_hanbetsu.html)

### 低濃度PCBかどうかの判別方法

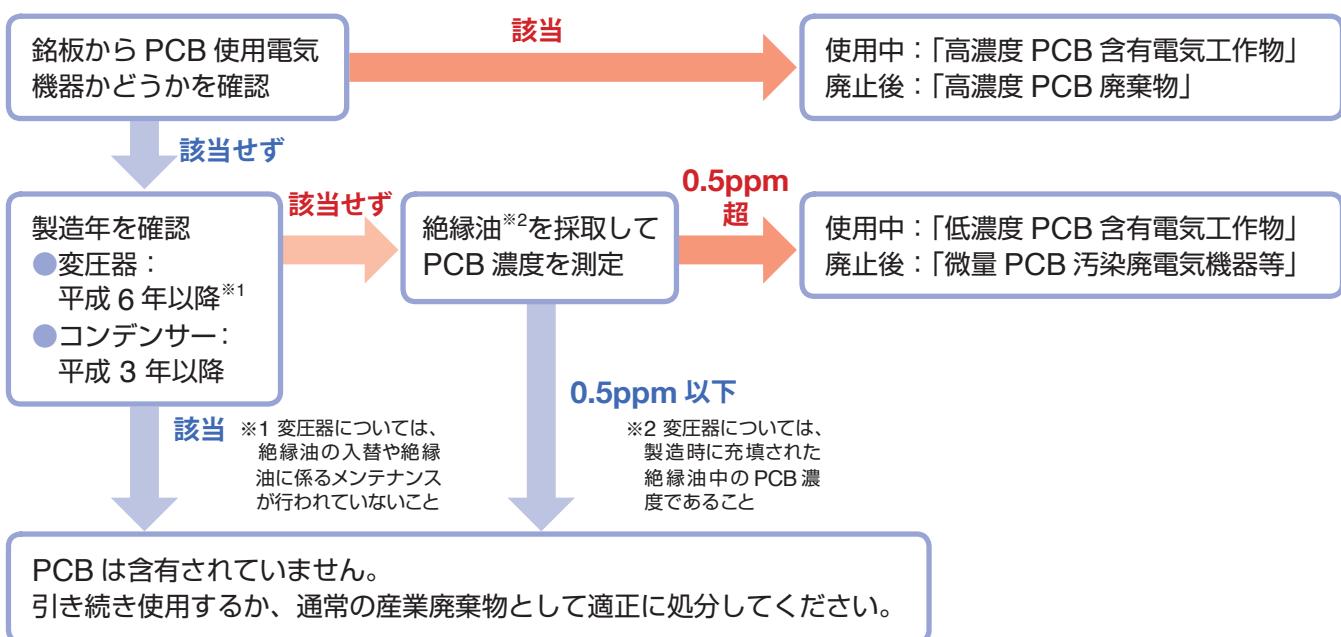
数万件に及び測定例から、国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないと言われています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないと言われています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり  
大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



## 安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいした事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

### PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。  
PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo pcb/index.htm>

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合が少なからずあります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

銘板から PCB 使用安定器かどうかを確認

該当  
使用中：  
「高濃度 PCB 使用製品」  
廃棄後：  
「高濃度 PCB 廃棄物」

該当せず

PCBは含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎている照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処分してください。



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器からPCB油が漏れ出した例

#### ■ 銘板の ■ 取り付け例



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板



安定器



銘板

## 汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は、含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB汚染物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB汚染物等の該当性判断基準に該当する場合は、産業廃棄物として分類されます。

汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第4版）」が示されています。

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>

低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第4版）

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo\\_ver4.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo_ver4.pdf)

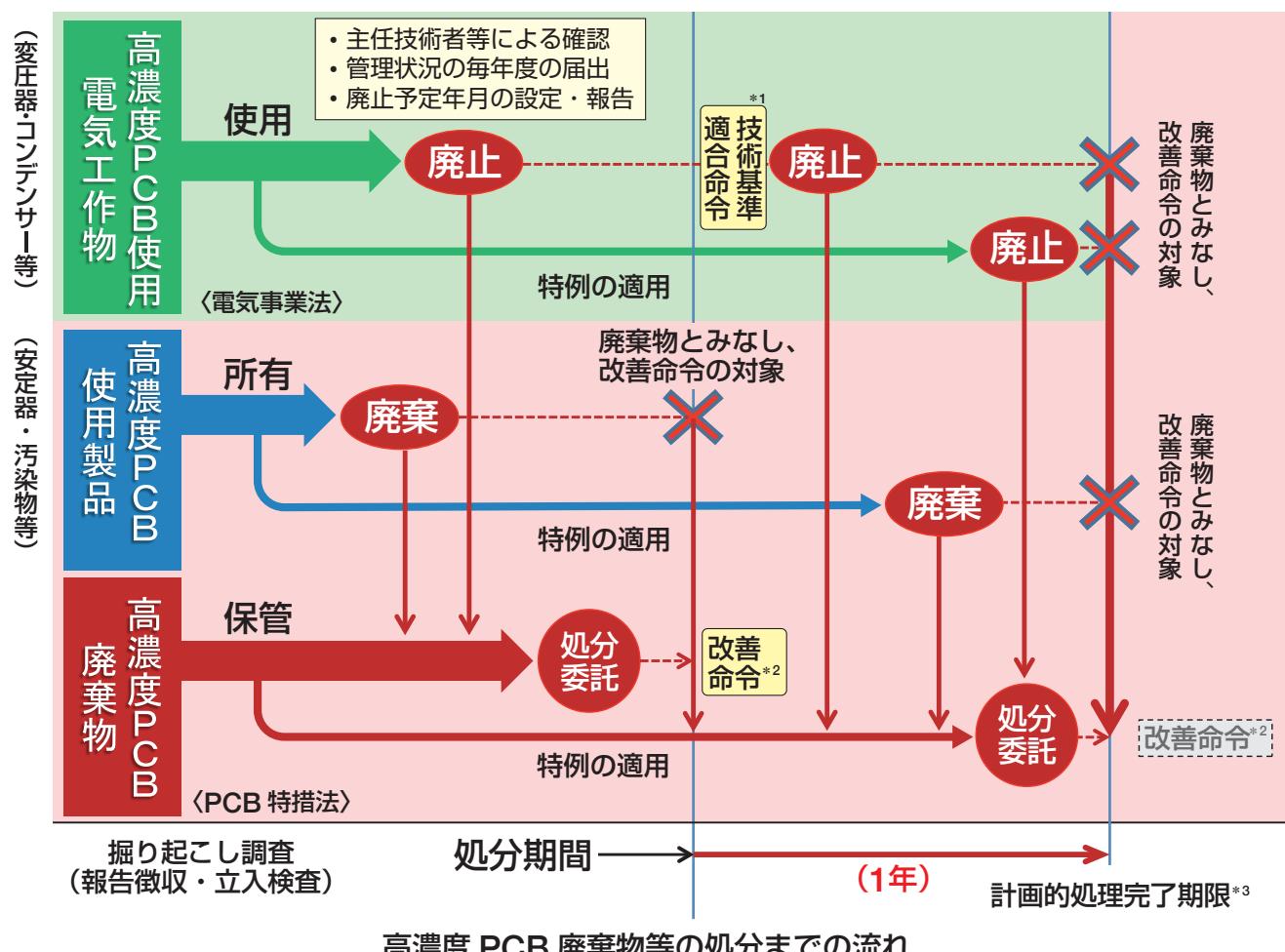
# 高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません

使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。

高濃度 PCB 使用電気工作物、安定器等の高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



(\* 1) 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。

(\* 2) 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。

(\* 3) 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）を適用する場合は、PCB 特措法に基づき、確実に特例処分期限日までに JESCO に処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市（以下、「都道府県市」という。）の長に届け出る必要があります。

使用中の高濃度 PCB 使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。

## 都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。

安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者が行う掘り起こし調査に御協力ください。

### 高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの処理施設	高濃度PCB廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度PCB廃棄物（安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日まで

## 高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処分委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。（使用中であっても登録は可能です。）詳しくはJESCO登録担当（03-5765-1935）までお問い合わせください。

## 中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当（0120-808-534）にお問い合わせください。

# 3

## 低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は 令和9年3月31日まで

### 低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

### 使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「課電自然循環洗浄法」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しない、また廃棄時においてもPCB廃棄物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

<https://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170331002/20170331002.html>

# 4

## よくある質問

**Q 建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からぬ場合はどうすればよいですか？**

**A** 建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

---

**Q** PCB廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していた PCB廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？

**A** PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

---

**Q** 使用中の電気工作物に PCBが含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

**A** 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度PCB使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度PCB含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化処理する必要があります。

---

**Q** PCB含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

**A** 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度PCB廃棄物である場合はJESCOに処分委託し、低濃度PCB廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

---

**Q** 電路から外した PCB含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

**A** 電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

---

**Q** 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

**A** 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損してPCBが漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出してPCBを分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用的判別結果に準じて判断していただいて構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがいる場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

---

**Q** 高濃度 PCB廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

**A** 高濃度PCB廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

# PCB廃棄物等の処分等に係る手続きについて

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所(法人は事業場の名称又は所在地)又は電気工作物に係る事項
管理状況(廃止予定年月)に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、廃上年月日、廃止理由(譲渡し、課電洗浄による廃止も含む)
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物(高濃度含む)含む)	地位の承継(相続、合併又は分割)の事実、承継の事実を証する書面

※電気事業法に基づく届出様式については、[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html#2-2](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html#2-2)をご参照ください。

事例	対象	届出等の内容
保管する場合 (新たに判明した場合)	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
保管場所を省令で定める同一区域内で変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し
処分期間の特例を適用する場合、届出情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に係る事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページ<https://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>をご参照ください。

\* 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況 届出書(報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況 届出書(報告規則様式第13の6)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4) ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等 届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書(電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後遅滞なく	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等 届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等 届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等 届出書(特措法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更 届出書(特措法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の 変更確認申請書(特措法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等 届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度 PCB使用製品の廃棄の特例処分期限 日に係る届出書、同届出事項の変更届 出書(特措法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書(特措法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書(特措法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB使用製品の廃棄終了届出書 (特措法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

